【表紙】

有価証券届出書 【提出書類】

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年7月16日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ 【発行者名】

株式会社

代表取締役社長 越前谷 道平 【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号

【事務連絡者氏名】 久保 政喜

【電話番号】 03-4530-7297

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 ステート・ストリート・ゴールド・オープン(為替ヘッジな

信託受益証券に係るファンドの名称】 し)

ステート・ストリート・ゴールド・オープン(為替ヘッジあ

1))

信託受益証券の金額】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 当初申込期間 各ファンドにつき1,000億円を上限とします。

継続申込期間 各ファンドにつき1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ステート・ストリート・ゴールド・オープン(為替ヘッジなし) ステート・ストリート・ゴールド・オープン(為替ヘッジあり)

(上記を総称して「当ファンド」ということがあり、それぞれを「各ファンド」ということがあります。また、「ステート・ストリート・ゴールド・オープン(為替ヘッジなし)」を「為替ヘッジなし」、「ステート・ストリート・ゴールド・ファンド(為替ヘッジあり)」を「為替ヘッジあり」ということがあります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は1口当たり1円です。

当ファンドの委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社(以下「委託会社」といいます。)の依頼により、信用格付業者から提供もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

当初申込期間 各ファンドにつき1,000億円を上限とします。

継続申込期間 各ファンドにつき1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

当初申込期間 1口当たり1円とします。

継続申込期間

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

収益分配金の再投資を行う場合は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額とは、信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

基準価額は、販売会社(後記「(8)申込取扱場所」をご参照ください。)でご確認いただけるほか、下記の照会先までお問い合わせください。

<照会先>

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

(受付時間:原則として委託会社の営業日午前9時~午後5時)

ホームページアドレス:www.ssga.com/jp

(5)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(6)【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

当初申込期間 2025年8月1日から2025年8月13日まで

継続申込期間 2025年8月14日から2026年9月18日まで

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社によっては「為替ヘッジなし」もしくは「為替ヘッジあり」のいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

販売会社の詳細については、前記「(4)発行(売出)価格」に記載の<照会先>までお問い合わせください。

(9)【払込期日】

当初申込期間

当初設定にかかる発行価額の総額は、販売会社により当初設定日(2025年8月14日)に、委託会社の 指定する口座を経由して、当ファンドの受託会社である三井住友信託銀行株式会社(以下「受託会 社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

継続申込期間

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日 (詳細については、販売会社にお問い合わせください。)までに、取得申込代金を販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定 する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込みを受付けた販売会社とします(前記「(8)申込取扱場所」をご参照ください。)。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

申込証拠金

該当事項はありません。

本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

「ステート・ストリート・ゴールド・オープン(為替ヘッジなし)」および「ステート・ストリート・ゴールド・オープン(為替ヘッジあり)」は、「ゴールド・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券に投資することにより、中長期的な観点から、信託財産の着実な成長を目指して運用を行うことを基本とします。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンド1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。また委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

<ステート・ストリート・ゴールド・オープン(為替ヘッジなし)>

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産	補足分類
		(収益の源泉)	
		株 式	
	国 内	債 券	インデックス型
単位型		不動産投信	
	海外	その他資産	特殊型
追加型		(商品)	
	内 外	資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・ 追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設 定が行われ従来の信託財産とともに運用される ファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書又は信託約款において、国内及び海外の 資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記 載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	その他資産 (商品)	目論見書又は信託約款において、株式、債券、不 動産投資以外の資産に投資する旨の記載があるも のをいい、括弧内の記載は、組入資産を表しま す。
補足分類	インデックス型	目論見書又は信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル			
一般		(日本を含む)			
大型株	年2回	日本			
中小型株					
	年4回	北米			日経 225

				有価	証券届出書(内国投資信託)
債券			ファミリー ファンド	あり	
一般 国債	年6回 (隔月)	区外		()	
社債		アジア			
│ その他債券 │ クレジット属性	年12回 (毎月)	 オセアニア			TOPIX
()					
 不動産投信	日々	中南米	ファンド・	なし	
	 その他	 アフリカ	オブ・ファンズ		その他
その他資産	()				(LBMA金価格
(投資信託証券(そ の他資産 (商		中近東 (中東)			(円換算ベース))
品))) 資産複合					
資産配分固定型		エマージング			
資産配分変動型					

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。 (注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
	その他資産(投資信託証	目論見書又は信託約款において、株式、債券、不動産
投資対象資産	券(その他資産(商	投資以外の資産に投資する旨の記載があるものをい
	品)))	い、括弧内の記載は、組入資産を表します。
 決算頻度	年 1 回	目論見書又は信託約款において、年1回決算する旨の
(大异烷反	十一回	記載があるものをいいます。
	 グローバル	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資
投資対象地域	(日本を含む)	収益が世界の資産(日本を含む)を源泉とする旨の記
		載があるものをいいます。
		目論見書又は信託約款において、親投資信託(ファン
投資形態	ファミリーファンド	ド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)
		を投資対象として投資するものをいいます。
		目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行な
為替ヘッジ	なし	わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨
		の記載がないものをいいます。
	その他	│ │「その他」とは日経225またはTOPIXにあては │
対象インデックス	(LBMA金価格	この他」とは口経ととうまたは「OFIへにのとは まらない全てのものをいいます。
	(円換算ベース))	よりない主にのものをいいより。

商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)をご覧ください。

<ステート・ストリート・ゴールド・オープン(為替ヘッジあり)>

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産	補足分類
		(収益の源泉)	
		株 式	
	国内	債 券	インデックス型
単位型		不動産投信	

	海外	その他資産	特殊型	
追加型		(商品)		
	内 外	資産複合		

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・ 追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設 定が行われ従来の信託財産とともに運用される ファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書又は信託約款において、国内及び海外の 資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記 載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	その他資産 (商品)	目論見書又は信託約款において、株式、債券、不動産投資以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。
補足分類	インデックス型	目論見書又は信託約款において、各種指数に連動 する運用成果を目指す旨の記載があるものをいい ます。

属性区分表

禹					
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル			
一般		(日本を含む)			
大型株	年2回	日本			
中小型株					
	年4回	北米			日経 225
│ │債券			ファミリー	あり	
	_		ファンド	(フルヘッジ)	
一般	年6回	欧州			
国債	(隔月)				
社債	5 40 5	アジア			T 0 D T V
その他債券	年12回	++7-7			TOPIX
クレジット属性	(毎月)	オセアニア			
()	日々	 中南米			
		中角水 	ファンド・	なし	
不動産投信			オブ・ファンズ	, & U	
	その他	アフリカ			その他
その他資産	()				(LBMA金価格
(投資信託証券(そ		 中近東			(円ヘッジベース))
の他資産(商		(中東)			(15 . 2 2
品)))					
資産複合					
資産配分固定型		エマージング			
資産配分変動型					

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。 (注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドが該当する属性区分

項目 該当する属性区分	内容
-------------	----

		日叫此为旧山自(四国汉县旧山
投資対象資産	その他資産(投資信託証 券(その他資産(商品)))	目論見書又は信託約款において、株式、債券、不動産 投資以外の資産に投資する旨の記載があるものをい い、括弧内の記載は、組入資産を表します。
決算頻度	年1回	目論見書又は信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を含む)	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資 収益が世界の資産(日本を含む)を源泉とする旨の記 載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。) を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	あり (フルヘッジ)	目論見書又は信託約款において、為替のフルヘッジ又 は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるも のをいいます。
対象インデックス	その他 (LBMA金価格 (円ヘッジベース))	「その他」とは日経225またはTOPIXにあては まらない全てのものをいいます。

商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)をご覧ください。

ファンドの特色

- **金現物に投資する上場投資信託証券(以下「投資対象上場投資信託証券」)***を主要投資対象とし、 ファミリーファンド方式で運用を行います。
 - ※「投資対象上場投資信託証券」とは、次のものをいいます。

SPDR® ゴールド・ミニシェアーズ・トラスト

上記は、有価証券届出書提出日現在のものであり、当ファンドの商品性、流動性及び運用上の効率性等を鑑み、委託会社の判断により見直す場合があります。

- 2 「為替ヘッジなし」はLBMA金価格(円換算ベース)、「為替ヘッジあり」はLBMA金価格(円ヘッジベース)(以下「ベンチマーク*」といいます。)に連動する投資成果を目指します。
 - ※有価証券届出書提出日現在のものであり、投資対象上場投資信託証券が参照するベンチマークが変更された場合、ファンドのベンチマークも変更となる場合があります。
 - ●LBMA金価格とは、正式名称は「LBMA Gold Price PM」といい、ICEベンチマーク・アドミニストレーション(ICE Benchmark Administration)によってロンドン時間の午後に公表される1トロイオンスあたりの金現物価格(米ドル建て)を指します。なお、LBMAは、ロンドン貴金属市場協会(London Bullion Market Association)の略称です。
 - ●LBMA金価格(円換算ベース)は、米ドルベース指数をもとに委託会社が独自に円換算した指数です。
 - ●LBMA金価格(円ヘッジベース)は、対円での為替ヘッジを考慮して委託会社が独自に算出した指数です。

3 対円での為替ヘッジの有無により、「為替ヘッジなし」と「為替ヘッジあり」の2つのファンドからお 選びいただけます。

「為替ヘッジなし」

- ●実質的な組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ●基準価額は、為替変動の影響を受けます。

「為替ヘッジあり」

- ●実質的な組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。
- ●対円での為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコストがかかります。
- ※販売会社によっては、いずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせ ください。
- ※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資対象とするマザーファンドおよび投資対象上場投資信託証券の概要

ゴールド・マザーファンド

運用の基本方針	中長期的な観点から、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	SPDR® ゴールド・ミニシェアーズ・トラスト
投資態度	・LBMA金価格(円換算ベース)をベンチマークとします。・投資対象上場投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。・組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

[※]投資成果の比較基準となるベンチマークの騰落率は、オリジナル指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出します。

SPDR® ゴールド・ミニシェアーズ・トラスト

投資対象上場投資信託証券の概要は以下の通りです。下記は、有価証券届出書提出日時点で知りうる情報をもと に作成しています。

管理報酬等	年率0.10%		
基準通貨	米ドル		
管理会社	WGC USAアセット・マネジメント・カンパニー LLC		
カストディアン	ディアン ICBCスタンダードバンクPlc JPモルガン・チェース銀行N.A.		
マーケティング・ エージェント			
アドミニストレーター	/ドミニストレーター バンク・オブ・ニューヨーク・メロン		

■ ベンチマーク(オリジナル指数)

LBMA金価格

LBMA金価格とは、正式名称は「LBMA Gold Price PM」といい、ICEベンチマーク・アドミニストレーション(ICE Benchmark Administration)によってロンドン時間の午後に公表される1トロイオンスあたりの金現物価格(米ドル建て)を指します。なお、LBMAは、ロンドン貴金属市場協会(London Bullion Market Association)の略称です。

「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに委託会社が独自に円換算した指数です。

「円ヘッジベース」は、対円での為替ヘッジを考慮して委託会社が独自に算出した指数です。

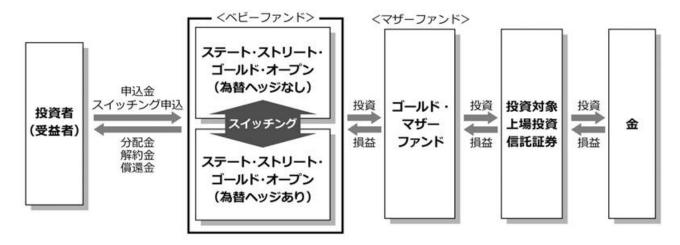
(2)【ファンドの沿革】

2025年8月14日 信託契約締結、設定、運用開始(予定)

[※]ただし、当マザーファンドが主要投資対象とする投資対象上場投資信託証券が参照するベンチマークが変更された場合、上記のベンチマークも変更となる場合があります。

(3)【ファンドの仕組み】

当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。また、マザーファンドの損益はすべてベビーファンドに還元されます。



- 「為替ヘッジなし」と「為替ヘッジあり」との間において、スイッチングが可能です。
- ■スイッチングの取り扱いは販売会社ごとに異なり、スイッチングの際に購入時手数料がかかる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの関係法人

ファンドの関係法人は以下のとおりです。

1) ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社(以下「委託会社」といいます。)

委託会社は、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

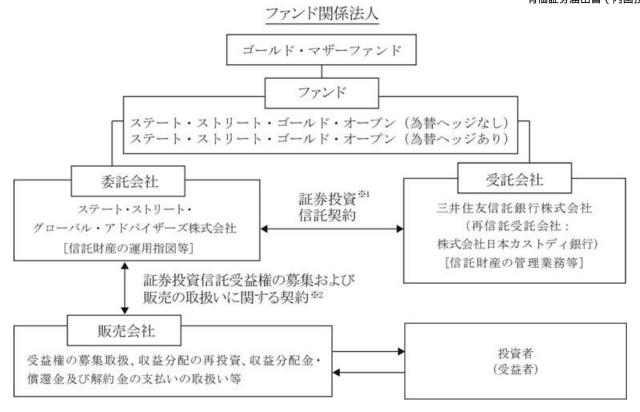
2) 三井住友信託銀行株式会社(以下「受託会社」といいます。)

(再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行)

受託会社は、信託財産の管理業務、信託財産の計算等を行います。また、信託事務の一部につき 株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

3) 販売会社

販売会社は、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、一部解約代金および償還金の支払い等を行います。



1 証券投資信託契約

委託会社、受託会社および受益者に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益権に関する事項ならびに信託の元本および収益の管理ならび運営に関する事項等が定められます。

なお、ファンドは、委託会社と受託会社とが証券投資信託契約を締結することにより成立します。証券投資信託 契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出た信託約款の内容に基 づいて締結されます。

2 証券投資信託受益権の募集および販売に関する契約 販売会社の募集の取扱い、換金の取扱い、償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められます。

委託会社の概況 (本書提出日現在)

1) 資本金の額

3億1千万円

2) 沿革

1998年 2 月25日 ステート・ストリート投資顧問株式会社 設立

1998年 3 月31日 投資顧問業の登録

1998年 8 月28日 ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に商号変更

1998年 9 月30日 投資一任契約に係る業務の認可

1998年 9 月30日 証券投資信託の委託会社としての認可取得

2007年 9 月30日 金融商品取引業者の登録(登録番号:関東財務局長(金商)第345号)

2008年 7 月 1日 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に

商号变更

3) 大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
ステート・ストリート・グローバ ル・アドバイザーズ・ジャパン・ ホールディングス合同会社	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ森タワー	6,200株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<ステート・ストリート・ゴールド・オープン(為替ヘッジなし)>

この投資信託は、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として別に定める金現物に投資する上場 投資信託証券(以下「投資対象上場投資信託証券」といいます。)に投資し、別に定める金現物市場を代 表する指標(円換算ベース)(以下「ベンチマーク」といいます。)に連動する投資成果を目指します。

投資対象上場投資信託証券への実質投資割合は、原則として高位を維持します。

外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、ベンチマークとの連動性を維持することを目的とする場合を除き、原則として為替ヘッジを行いません。

信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券 指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引、通貨に係る先物取引および通貨に係るオプション取引(以下「有価証券先物取引等(商品投資等取引に係るものを含みます。)」といいます。)ならびに外国の市場における有価証券先物取引等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引、通貨に係る先物取引および通貨に係るオプション取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)、ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等、やむを得ない事情が発生した場合は、上記のような運用ができない場合があります。

- ・ ベンチマーク:LBMA金価格(円換算ベース)
- ・ 投資対象上場投資信託証券:SPDR®ゴールド・ミニシェアーズ・トラスト

<ステート・ストリート・ゴールド・オープン(為替ヘッジあり)>

この投資信託は、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として別に定める金現物に投資する上場投資信託証券(以下「投資対象上場投資信託証券」といいます。)に投資するとともに、実質的な外貨建資産について原則として対円での為替ヘッジを行うことで、別に定める金現物市場を代表する指標(円ヘッジベース)(以下「ベンチマーク」といいます。)に連動する投資成果を目指します。

投資対象上場投資信託証券への実質投資割合は、原則として高位を維持します。

外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、原則と して対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引、以下「有価証券先物取引等(商品投資等取引に係るものを含みます。)」といいます。)ならびに外国の市場における有価証券先物取引等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引、通貨に係る先物取引および通貨に係るオプション取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)、ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等、やむを得ない事情が発生した場合は、上記のような運用ができない場合があります。

- · ベンチマーク:LBMA金価格(円ヘッジベース)
- ・ 投資対象上場投資信託証券:SPDR®ゴールド・ミニシェアーズ・トラスト

(2)【投資対象】

<ステート・ストリート・ゴールド・オープン(為替ヘッジなし)>

<ステート・ストリート・ゴールド・オープン(為替ヘッジあり)>

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - 1) 有価証券
 - 2) デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。)
 - 3) 金銭債権
 - 4) 約束手形
 - 5) 商品投資等取引に係る権利(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。以下同じ。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
 - 1) 為替手形

投資の対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された「ゴールド・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定める ものをいいます。)
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券 (金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および 新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの

- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条 第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、 有価証券に係るものに限ります。)
- 17) 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 20) 外国の者に対する権利で19)の有価証券の性質を有するもの
- 21) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 22) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものならびに14)の証券のうち、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券(「投資法人債券」および「新投資口予約権証券」ならびに「外国投資証券で投資法人債券に類する証券」を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

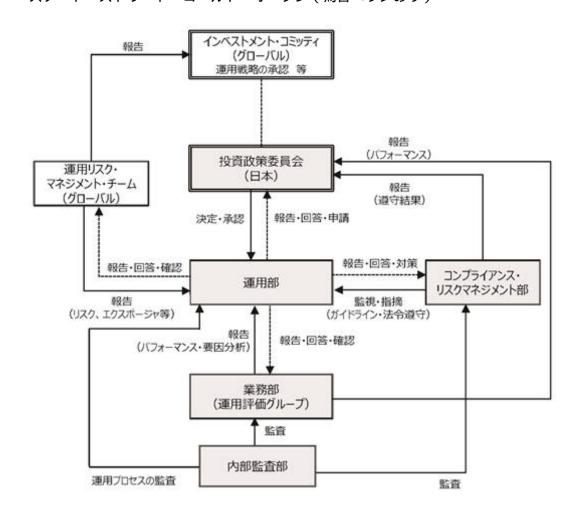
委託会社は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該金融商品取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券)を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。以下同じ。)の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

上記 において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の 時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得 た額をいいます。

(3)【運用体制】

<ステート・ストリート・ゴールド・オープン(為替ヘッジなし)><<ステート・ストリート・ゴールド・オープン(為替ヘッジあり)>



委託会社において、運用部の各ファンド担当者がそのポートフォリオ管理・運用を行っています。 運用モデル/プロセスは基本的に、グループ会社、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・トラスト・カンパニー(所在地:アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市)を中心とした各 運用戦略グループ全体で共通のものを使用し、またモデルの改善、運用パフォーマンス、市場環境に関する情報などについて海外運用拠点と十分なコミュニケーションをとることによって、質の高い運用サービスの提供を目指しています。

ファンド担当者は、いずれも国内外の有価証券市場に精通した経験豊富な投資運用の専門家であり、資産クラス・運用戦略ごとの運用チームに配置されています。また、チーム・アプローチによって運用を 行うため、特定の担当者に依存することない安定した運用体制となっています。

運用の報告は、投資政策委員会に対してなされます。投資政策委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、各運用戦略責任者、業務部の代表等により構成されています。投資政策委員会においては、各ファンドのパフォーマンス、ガイドラインに対する適合性、同一戦略のファンド間でのパフォーマンスの乖離状況等の報告を受けます。

グローバルには、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ(SSGA)のグローバル組織である運用リスク・マネジメント・チームが、ポートフォリオの運用リスクモニタリングを定期的に行っています。当チームは運用チームとは独立した組織で、SSGAグローバルのチーフ・リスク・オフィサーに直接報告を行っており、ポートフォリオが顧客のガイドラインや運用戦略に即したリスクをとっているか、また目標リターンに見合ったリスクをとっているか、リスクに対する寄与が意図したエクスポージャー

によるものか否か等、運用戦略の中身に実質的にフォーカスしたかたちでモニタリングを行い、その結果は継続的に運用担当チームにフィードバックされています。

当チームが行った戦略代表口座の分析結果は、インベストメント・コミッティ (グローバル) およびグローバルの運用戦略責任者によってレビューされています。

上記運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

分配対象額は経費控除後の利子、配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の範囲内とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が 少額の場合には分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

<分配金に関する留意事項>

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われる と、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに 相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小 さかった場合も同様です。

(5)【投資制限】

信託約款の「運用の基本方針」に定める主な投資制限

- <ステート・ストリート・ゴールド・オープン(為替ヘッジなし)>
- <ステート・ストリート・ゴールド・オープン(為替ヘッジあり)>
 - 1)マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
 - 2)株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
 - 3)投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - 4)外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
 - 5)有価証券先物取引等は、後記 の3)6)の範囲で行います。
 - 6) スワップ取引は、後記 の4)の範囲で行います。
 - 7) 金利先渡取引および為替先渡取引は、後記 の5)の範囲で行います。

- 8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引をいいます。)の利用は行いません。
- 9) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

信託約款上のその他の投資制限

1)投資する株式等の範囲(信託約款第18条)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの(上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。)とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- 2)信用取引の指図範囲(信託約款第19条)
 - (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの 指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買 い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - (b) 上記(a)の信用取引の指図にあたっては、当該売り付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 - (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の 純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
 - (d) 上記(b)においてマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産 に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザー ファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売り付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて 得た額をいいます。
 - (e) 委託会社は、上記(a)の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたとき は、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 3) 先物取引等の運用指図(信託約款第20条)
 - (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
 - (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、 ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所 における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通 貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、 ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所 における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこ れらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

4) スワップ取引の運用指図(信託約款第21条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、 ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なった 受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下 「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
- (d) 上記(c)においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託 財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の 総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益 証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価 するものとします。
- (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 5) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款第22条)
 - (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、 ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引および為替 先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託 約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で 全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに 算定した価額で評価するものとします。
 - (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 6)商品投資等取引に係る権利の運用指図(信託約款第22条の2)

委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、商品投資等取引に係る権利の取引を行うことの指図をすることができます。

7) デリバティブ取引等にかかる投資制限(信託約款第22条の3)

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法 により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

- 8) 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第23条)
 - (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。
 - (b) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 9)公社債の空売りの指図範囲(信託約款第24条)
 - (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - (b) 上記(a)の売り付けの指図にあたっては、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の 純資産総額の範囲内とします。
 - (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産 の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する 売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 10)公社債の借入れ(信託約款第25条)
 - (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - (b) 上記(a)の指図にあたっては、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の 範囲内とします。
 - (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の 純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借 リ入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - (d) 上記(a)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- 11)特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

- 12) 外国為替予約取引の指図および範囲(信託約款第27条)
 - (a) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - (b) 上記(a)の予約取引の指図は、原則として信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの信託財産に係る為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - (c) 上記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(d) 上記(a)および(b)においてマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、(b)においてマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいい、マザーファンドの信託財産に係る為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

法令に基づく投資制限

- 1)同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)
 - 委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- 2) デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号) 委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

(参考)「ゴールド・マザーファンド」の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「ゴールド・マザーファンド」の概要は、以下の通りです。

(1) 投資方針

この投資信託は、別に定める金現物に投資する上場投資信託証券(以下「投資対象上場投資信託証券」 といいます。)を主要投資対象とします。

主として、投資対象上場投資信託証券に投資し、別に定める金現物市場を代表する指標(円換算ベース)(以下「ベンチマーク」といいます。)に連動する投資成果を目指します。

投資対象上場投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。

組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象 資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有 価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引およびオプション取引、 金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取 引(以下「有価証券先物取引等(商品投資等取引に係るものを含みます。)」といいます。)を行 うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします (以下同じ。)。

信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象 資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異

なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象 資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの 指図をすることができます。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等、やむを得ない事情が発生した場合は、上記のような運用ができない場合があります。

- ベンチマーク:LBMA金価格(円換算ベース)
- ・ 投資対象上場投資信託証券:SPDR®ゴールド・ミニシェアーズ・トラスト

(2) 投資対象

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
 - (a) 有価証券
 - (b) デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限ります。以下同じ。)
 - (c) 金銭債権
 - (d) 約束手形
 - (e) 商品投資等取引に係る権利(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。以下同じ。)
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (a) 為替手形

投資の対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として別に定める金現物に投資する上場投資信託証券(以下「投資対象上場投資信託証券」といいます。)並びに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券 (金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券 (金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新 株予約権証券

- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、 有価証券に係るものに限ります。)
- 17) 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 20) 外国の者に対する権利で19)の有価証券の性質を有するもの
- 21) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 22) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券、12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものならびに14)の証券のうち、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、13)および14)の証券(投資法人債券および新投資口予約権証券ならびに外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券(取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所」といい、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。)に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券をいいます。)を除きます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(3) 主な投資制限

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

有価証券先物取引等は、約款に定める範囲で行います。

スワップ取引は、約款の定める範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款に定める範囲で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引をいいます。)の利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク特性

当ファンドは、主にマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に金現物に投資する上場投資信託証券に投資を行いますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合があり、その運用成果(損益)はすべて投資者の皆さまに帰属します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失 を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全 に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではあり ません。

金の価格変動リスク

金の価格は、需給関係や為替、金利変動等の様々な要因により大きく変動します。需給関係は、政治・経済的事由、技術発展、資源開発、政府の規制・介入、投機資金の動向等の影響を大きく受けます。金の価格が下落した場合、基準価額の下落要因となります。

為替変動リスク

「為替ヘッジなし」

外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を受けます。一般に、主な為替相場の変動要因としては、金利変動、中央銀行等による政策金利の変更また は為替介入、政治的要因等があります。

「為替ヘッジあり」

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコストがかかります。

ヘッジコストとは、為替ヘッジに伴う経費を指し、一般的に日本(円)と投資対象国(ヘッジ対象 通貨)の短期金利差に相当します。日本(円)よりも投資対象国(ヘッジ対象通貨)の短期金利が 高い場合、この金利差分がヘッジコストとして収益の低下要因となります。

流動性リスク

上場投資信託証券を購入または売却しようとする場合、市場の急変、取引規制等の理由から流動性が低下し、市場の実勢から期待できる価格と大きく乖離した水準で取引が行われることがあります。

また、ファンドが特定の上場投資信託証券に集中的に投資する場合、上場投資信託証券の上場廃止が行われ、または上場廃止の恐れが見込まれることなどにより、市場での購入または売却が困難もしくは不可能になることがあります。この結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらか じめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはそれが予想される場合には、有価 証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

投資対象国への投資リスク

信用リスク

当ファンドが実質的に保有する有価証券の発行国(投資対象国)における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送回金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の有価証券への投資に悪影響が及ぶ可能性があります。

ファミリーファンド方式のリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド(ベビーファンド)に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあり、これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

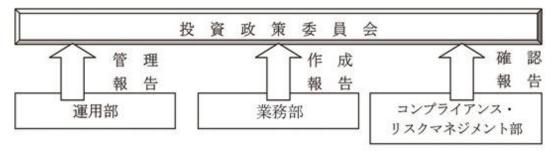
「為替ヘッジなし」

ファンドは、LBMA金価格(円換算ベース)と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの上昇率は必ずしも一致しません。

「為替ヘッジあり」

ファンドは、LBMA金価格(円ヘッジベース)と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの上昇率は必ずしも一致しません。

(3) リスク管理体制



運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは信託約款に定める運用方針に加え、内部ガイドライン を作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。

業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率と対ベンチマーク超過リターンの算出と要因分析を行います。

コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用 部から離れた立場で確認しております。

投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月 末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をします。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

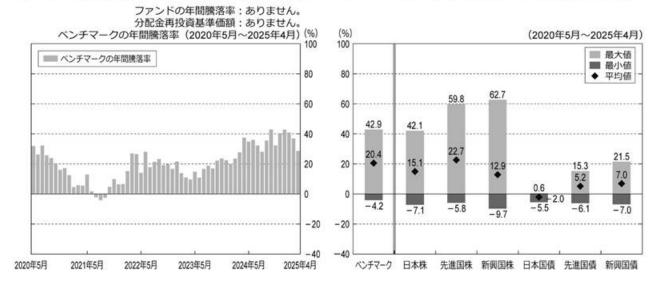
上記リスクに対する管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>代表的な資産クラスと騰落率の比較等

投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

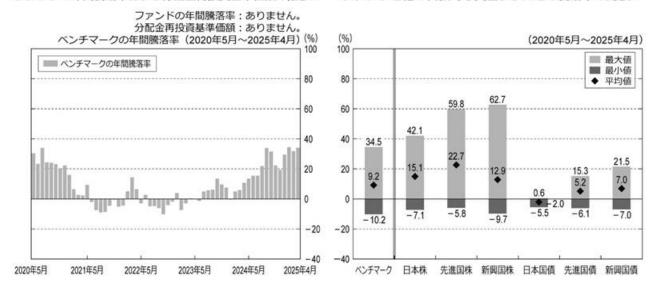
「為替ヘッジなし」

<ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移> <ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



「為替ヘッジあり」

<ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移> <ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



- ・有価証券届出書提出日現在、ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額はありませんので、上記の左グラフは、各 月末におけるベンチマークの年間騰落率の推移のみを表示したものです。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・有価証券届出書提出日現在、ファンドの年間騰落率はありませんので、上記の右グラフは、ベンチマークと代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を表示しています。
- ・代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しています。
- ※上記のグラフは過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数

日本株:TOPIX(東証株価指数、配当込み)

TOPIX(東証株価指数、配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として 算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債: NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に年率0.1925%(税抜0.175%)の信託報酬率を乗じて得た額とします。

なお、投資対象上場投資信託証券においても管理費用等が年率0.10%別途かかりますので、受益者が 負担する実質的な信託報酬率は、純資産総額に対し年率0.2925%(税抜0.275%程度)程度 となりま す。

この値は目安であり、投資対象上場投資信託証券の実際の組入れ状況等により変動します。

ファンドの信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、日々計上され、毎計算期間 の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払います。

<信託報酬率の配分(税抜)>

支払先	信託報酬率(年率)	役務の内容		
委託会社	0.03%	委託した資金の運用、受託会社への指図、基準価額の算出、		
		法定書面等の作成等の対価		
販売会社	0.12%	運用報告書等各種書類の提供等、口座内でのファンドの管		
		理、購入後の情報提供等の対価		
受託会社	0.025%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価		

消費税等相当額は、消費税および地方消費税に相当する金額です。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息 (以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産にかかる監査費用等および当該監査費用にかかる消費税等(以下「監査費用等」といいます。)に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

上記 の諸経費および上記 の監査費用等に加え、以下の諸費用(以下「諸費用」といいます。) および当該諸費用に係る消費税等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- 1.投資信託振替制度に係る手数料および費用
- 2.有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
- 3.目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- 4.約款の作成、印刷および届出に係る費用
- 5. 運用状況に係る情報の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
- 6.この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、上記 に定める監査費用等および諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

上記 において上記 に定める監査費用等および上記 に定める諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。上記 において上記 に定める監査費用等および上記 に定める諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる監査費用等および諸費用の額は、信託約款第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる監査費用等および諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

上記 に定める諸経費および上記 に定める諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

上記のほか、信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。

その他の手数料等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

上記(1)~(4)の当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われ、日本の居住者(法人を含みます。)である受益者については、以下のような取扱いとなります。なお、税制が改正された場合には、その内容が変更されることがあります。

個人、法人別の課税について

個人の投資者に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(所得税15.315%および地方税5%) の税率による源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税(配当控除は適用されません。)のいずれ かを選択することもできます。

<換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税>

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(所得税 15.315%および地方税5%)の税率が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)の利用 も可能です。

換金(解約)時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択した場合に限ります。)との損益通算が可能です。また、換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択した場合に限ります。)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を 上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲 渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資者に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%)の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

<注1>個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等が当該投資者の元本(個別元本)にあたります。 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を 行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

投資者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2>収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、口.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、有価証券届出書提出日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

当ファンドは、2025年8月14日より運用を開始する予定のため、該当する事項はありません。

5【運用状況】

< ステート・ストリート・ゴールド・オープン (為替ヘッジなし) > < ステート・ストリート・ゴールド・オープン (為替ヘッジあり) >

(1)【投資状況】

当ファンドは、2025年8月14日より運用を開始する予定のため、該当する事項はありません。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

当ファンドは、2025年8月14日より運用を開始する予定のため、該当する事項はありません。

【投資不動産物件】

該当する事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当する事項はありません。

(3)【運用実績】

当ファンドは、2025年8月14日より運用を開始する予定のため、該当する事項はありません。

【純資産の推移】

該当する事項はありません。

【分配の推移】

該当する事項はありません。

【収益率の推移】

該当する事項はありません。

(4)【設定及び解約の実績】

当ファンドは、2025年8月14日より運用を開始する予定のため、該当する事項はありません。

(参考情報)運用実績

有価証券届出書提出日現在、「為替ヘッジなし」「為替ヘッジあり」の運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

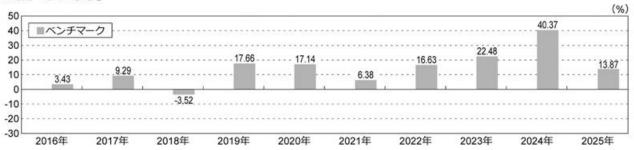
主要な資産の状況

該当事項はありません。

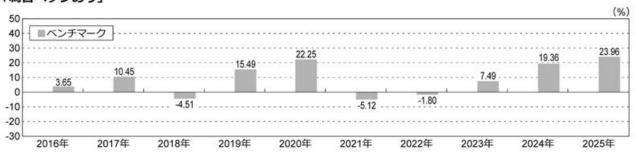
年間収益率の推移 (暦年ベース)

該当事項はありません。

「為替ヘッジなし」



「為替ヘッジあり」



- ※上記は「為替ヘッジなし」「為替ヘッジあり」のベンチマークの年間収益率で、2025年の年間収益率は年初から4月末までで算出しています。
- ●上記の運用実績は、当ファンドのベンチマークの年間収益率の過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。
- ◆上記のベンチマークの情報は参考情報です。
- ●運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- 1) 当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に所定の方法で取引口座を開設のうえ、当ファンドの取得申込みを行ってください。
- 2) 当ファンドには「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」があります。なお、取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。その際、「分配金再投資コース」をお申し込みいただく方は、ご購入に際して、当ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」(別の名称で同様の内容を有する契約を含みます。)を販売会社との間で結んでいただきます。ただし、「分配金再投資コース」を申し込まれた場合でも、分配金を定期的に受け取る旨の契約を締結することもできます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 3) 当ファンドの取得申込みの申込締切時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までとし、この受付時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 4) 申込単位 (購入単位)は、販売会社が定める単位にて受付けます。
- 5) 取得申込価額(購入価額)は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。基準価額は、販売会 社または委託会社においてご確認いただけます。基準価額の照会方法については、後記「3 資産 管理等の概要(1)資産の評価3)基準価額の公表」をご参照ください。
- 6) 取得申込代金(購入代金)は、購入価額に取得申込の口数を乗じて得た金額に申込手数料(購入時手数料)および当該手数料に係る消費税等相当額を加えた金額です。
- 7) 購入代金は販売会社が定める期日までにお支払いください。
- 8) 購入時手数料は前記「4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料」をご参照ください。
- 9) 購入申込不可日は、原則として、ニューヨークの証券取引所または銀行の休業日に該当する日で す
- 10)金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受付けを中止することおよび 既に受付けた受益権の取得申込の受付けを取り消すことがあります。
- 11) 当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。販売会社は、当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- 12) 販売会社によっては「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」との間において、スイッチングが可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金(解約)手続等】

- 1) 受益者(当ファンドの受益権を取得した者)は、自己に帰属する受益権につき、取得申込みを行った販売会社を通じ、委託会社に一部解約の実行の請求を行うことにより、当ファンドを換金することができます。
- 2) 当ファンドの換金申込みの申込締切時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までとし、この受付時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 3) 解約単位(換金単位)は、販売会社が定める単位にて受付けます。

- 4) 解約価額(換金価額)は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額です。換金価額は、販売会社または委託会社においてご確認いただけます。換金価額の照会方法については、後記「3 資産管理等の概要(1)資産の評価3)基準価額の公表」をご参照ください。
- 5) 信託財産留保額はありません。
- 6) 換金代金(換金価額に換金する口数を乗じて得た金額)は、原則として換金申込受付日から起算 して5営業日目以降にお支払いします。
- 7) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
- 8) 換金申込不可日は、原則として、ニューヨークの証券取引所または銀行の休業日に該当する日です。
- 9) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の換金申込の受付けを中止することおよび既に受付けた受益権の換金申込の受付けを取り消すことがあります。
- 10)換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

1) 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます(基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。)。投資対象とするマザーファンド受益証券は、当該マザーファンド受益証券の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象の評価方法>

主要投資対象	有価証券等の評価方法	
投資信託証券	原則として、基準価額計算日に知りうる直近の純資産価格(基	
	準価額)で評価します。また、上場されている場合は、その主	
	たる取引所における最終相場で評価します。	

国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

2) 基準価額の算出頻度

基準価額は原則として委託会社の営業日において日々算出されます。

3) 基準価額の公表

基準価額は、販売会社でご確認いただけるほか、下記の照会先までお問い合わせください。

< 照会先 >

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

(受付時間:原則として委託会社の営業日午前9時~午後5時)

ホームページアドレス:www.ssga.com/jp

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限ですが、後記(5)の1)2)3)5)の理由により信託が終了する場合があります。

(4)【計算期間】

- 1) 当ファンドの計算期間は、毎年6月21日から翌年6月20日までとすることを原則とします。ただし、 第1計算期間は信託契約締結日から2026年6月22日までとします。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、上記1)の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は後記(5)の1)2) 3)5)に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

1) 信託契約の解約

- (a) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することによりこの信託の受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、上記(a)の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。) を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由 などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に 対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (c) 上記(b)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(c)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 上記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる 多数をもって行います。
- (e) 上記(b)から上記(d)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(b)から上記(d)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

2) 信託契約に関する監督官庁の命令

(a) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(b) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記6)の 規定にしたがいます。

- 3) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い
 - (a) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき は、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - (b) 上記(a)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記6)の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 4) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
 - (a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - (b) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この 信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- 5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
 - (a) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその 任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会 社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任し た場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記6)の規定にしたがい、 新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任 することはできないものとします。
 - (b) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終 了させます。

6) 信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本6)に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (b) 委託会社は、上記(a)の事項(信託約款の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (c) 上記(b)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(c)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 上記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる 多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- (f) 上記(b)から上記(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 上記(a)から上記(f)までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- 7) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が前記「2換金(解約)手続等」に規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記1)に規定する投資信託の解約または上記6)に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

8) 運用報告書の提供

毎決算時(毎年6月20日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日。)および償還時に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成します。

- (a) 交付運用報告書は、知れている受益者に対して販売会社を通じて提供します。
- (b) 運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページ(www.ssga.com/jp)に掲載されます。 ただし、受益者から運用報告書(全体版)の提供について、書面の交付の方法による提供の 請求があった場合には、当該方法により行うものとします。
- 9) 公告
 - (a) 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.ssga.com/jp

- (b) 上記(a)の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。
- 10) 関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」(別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。)は、契約期間満了3ヶ月前までに、別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。 当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。 受益者の有する主な権利は次の通りです。

分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、自動けいぞく投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその 権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利 を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。 詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の記載をご参照ください。

書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行使することができます。

帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧また は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

< ステート・ストリート・ゴールド・オープン(為替ヘッジなし)>< < ステート・ストリート・ゴールド・オープン(為替ヘッジあり)>

当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成され、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受ける予定です。

当ファンドは、2025年8月14日より運用を開始する予定のため、該当する事項はありません。

1【財務諸表】

- (1)【貸借対照表】該当する事項はありません。
- (2)【損益及び剰余金計算書】 該当する事項はありません。
- (3) 【注記表】 該当する事項はありません。
- (4)【附属明細表】 該当する事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

<ステート・ストリート・ゴールド・オープン(為替ヘッジなし)>

<ステート・ストリート・ゴールド・オープン(為替ヘッジあり)>

当ファンドは、2025年8月14日より運用を開始する予定のため、該当する事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

受益者が委託会社に対して行う下記の手続きは、販売会社を通じて、委託会社に請求することにより行うことができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。したがって該当事項はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、 受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- (2) 受益者等名簿の閉鎖の時期 該当事項はありません。
- (3) 受益者等に対する特典 該当事項はありません。

(4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

<受益権の譲渡>

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

< 受益権の譲渡の対抗要件 >

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

- (5) その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項
 - <受益権の再分割>

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

< 償還金 >

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前 において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社(E12963)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

< 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて >

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、 一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定に よるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

- 1【委託会社等の概況】
 - (1) 資本金の額(2025年4月末現在)

資本金の額

委託会社の資本金の額は金3億1千万円です。

発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6,200株です。

発行済株式の総数

委託会社の発行済株式総数は6,200株です。

最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、代表取締役社長に事故があるときにその職務を代行します。監査役は、委託会社の会計監査を行います。各部には、部長をおき、部長は、代表取締役社長または取締役の命を受け、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

投資運用の意思決定機構

1) 運用基本方針の決定

投資政策委員会で、投資対象地域経済、産業、政治について更に精緻に分析を行い、投資対象 企業、債券を様々な面より分析しつつ、基本的な運用方針を決定します。

2) 運用実施計画の作成

ファンド・マネージャーは決定された運用基本方針に基づいて、具体的な銘柄選択と運用実施計画を作成します。

3) 運用の実行

ファンド・マネージャーは運用計画に基づいて、組入有価証券の売買等を指図します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っています。

2025年4月末現在、委託会社の運用する証券投資信託は、124本であり、その純資産総額は3,737,093百万円です(親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。)。

3【委託会社等の経理状況】

- 1.委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社(以下「委託会社」といいます)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

1.財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	期	別		前事業年度			当事業年度	
			(2024年3月31日現在)			(2025	5年3月31日現	在)
科	目		金	額	構成比	金	額	構成比
((資産の部)				%			%
流動資産								
預金				4,234,566			5,255,086	
前払金				102,444			192,385	
前払費用				41,233			41,160	
未収入金				1,032,848			651,420	
未収委託	者報酬			749,873			828,796	
未収収益	i			27,066			1,301	
	流動資産	計		6,188,032	81.2		6,970,151	85.3
固定資産								
有形固定	資産			0			10,584	
建物附	ໄ属設備	1	0			-		
器具備	i品	1	0			10,584		
無形固定	資産			0			0	
ソフト	ウェア		0			0		
投資その	他の資産			1,432,737			1,189,419	
投資有	i価証券		39,012			40,048		
長期差	入保証金		48,833			43,216		
繰延税	金資産		1,338,616			1,099,879		
その他	.投資		6,275			6,275		
	固定資産	計		1,432,737	18.8		1,200,003	14.7
	資産合計			7,620,770	100.0		8,170,154	100.0

期別		前事業年度			当事業年度	
	(2024年3月31日現在)			(202	5年3月31日現	在)
科目	金	額	構成比	金	額	構成比
(負債の部)			%			%
流動負債						
預り金		188,612			207,627	
未払金		339,082			404,642	
未払手数料	221,226			254,991		
その他未払金	117,856			149,650		
未払費用		13,751			15,158	
未払法人税等		45,960			193,713	
未払消費税等		59,410			55,908	
賞与引当金		125,008			103,473	
流動負債計		771,826	10.1		980,524	12.0
固定負債						
退職給付引当金		62,307			79,516	
固定負債計		62,307	0.8		79,516	1.0
負債合計		834,133	10.9		1,060,041	13.0
(純資産の部)			%			%
株主資本		6,778,287	88.9		7,101,046	86.9

資本金	310,000			310,000		
利益剰余金						
利益準備金	77,500			77,500		
その他利益剰余金						
別途積立金	31,620			31,620		
繰越利益剰余金	6,359,167			6,681,926		
評価・換算差額等		8,348	0.1		9,066	0.1
その他有価証券評価差額金	8,348			9,066		
純資産合計		6,786,636	89.1		7,110,113	87.0
負債・純資産合計		7,620,770	100.0		8,170,154	100.0
八只 心只圧口口		1,020,110	-		0,170,101	5

(2)【損益計算書】

								(半)	注:千円)
		期	別	Ī	前事業年度			当事業年度	
				自 2	自 2023年4月 1日			2024年4月 1日	3
				至 2	至 2024年3月31日		至 2025年3月31日		3
科	目			金	額	構成比	金	額	構成比
						%			%
営業収益	益								
委託者	旨報酬				2,891,198			3,159,384	
投資雇	顧問収入				2,862,987			2,869,671	
その作	也営業収益		1		102,972			74,525	
営業リ	又益計				5,857,158	100.0		6,103,581	100.0
営業費月	Ħ								
支払き	手数料				906,480			1,024,590	
広告国	宣伝費				21,264			84,625	
公告費	当				-			1,140	
調査費	当				720,300			723,759	
調調	查費			396,650			389,188		
委詢	託調査費			323,202			334,212		
図記	書費			446			358		
委託記	计算費				207,395			232,269	
営業領	推経費				55,720			50,286	
通伯	言費			8,017			7,612		
EDA	剥費			26,511			15,708		
協会	会費			15,992			21,171		
諸領	会費			83			1		
そ(の他			5,114			5,792		
営業費	費用計				1,911,160	32.6		2,116,670	34.7
一般管理	里費								
給料					1,332,279			1,418,542	
役員	員報酬			154,418			130,477		
給料	料・手当			805,664			905,955		
賞生	≒			289,236			298,672		
賞生	与引当金繰入額	預		82,960			83,436		
交際聲					2,358			2,917	
旅費3	泛通費				11,678			13,965	
租税么					29,533			43,879	
不動產	全賃借料				72,193			69,771	
	合付費用				61,309			96,268	
固定資	資産減価償却費	♣			428			932	

			有伽証券届出書(内国投資信託:
福利厚生費	144,113		148,872	
諸経費	161,722		206,939	
一般管理費計	1,815,616	31.0	2,002,089	32.8
営業利益	2,130,381	36.4	1,984,820	32.5
営業外収益				
為替差益	1,186		_	
有価証券運用益	1,258		_	
有価証券分配金	-		40	
雑収入	61		115	
営業外収益計	2,505	0.0	155	0.0
営業外費用				
移転価格調整金 1、2	996,646		416,568	
為替差損	2,193		839	
雑損失	3,349		20	
営業外費用計	1,002,189	17.1	417,428	6.8
経常利益	1,130,697	19.3	1,567,547	25.7
特別損失				
事務処理損失	814		654	
特別損失計	814	0.0	654	0.0
税引前当期純利益	1,129,883	19.3	1,566,893	25.7
法人税,住民税及び事業税	189,140	3.2	260,714	4.3
法人税等調整額	195,041	3.3	238,420	3.9
当期純利益	745,701	12.7	1,067,758	17.5

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

m + x T X (H	2020 - 17.	, n <u> </u>	2021-073	· - /					(+
		株	主	資	本		評価・換	算差額等	
			利:	益剰余金					
			その	他利益		# 十次未	その他	評価・	純資産
	資本金	利益	剰	余金	利益剰余金	株主資本	有価証券	換算差額等	合計
		準備金	別途積立金	繰越利益	合計	合計	評価差額金	合計	
			加速傾址並	剰余金					
当期首残高	310,000	77,500	31,620	6,784,466	6,893,586	7,203,586	-	-	7,203,586
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	(1,171,000)	(1,171,000)	(1,171,000)	-	-	(1,171,000)
当期純利益	-	ı	-	745,701	745,701	745,701	-	-	745,701
株主資本以外									
の項目の当期	-	-	-	-	-	-	8,348	8,348	8,348
変動額(純額)									
当期変動額合計	-	•	-	(425,298)	(425,298)	(425,298)	8,348	8,348	(416,950)
当期末残高	310,000	77,500	31,620	6,359,167	6,468,287	6,778,287	8,348	8,348	6,786,636

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	2027-77.) ' H — —	2020-0/10	, u ,					(+ + + 1 1 1 1
		株	主	資	本		評価・換	算差額等	
			利益	益剰余金					
			その	他利益		トロップ 株主資本	その他	評価・	純資産
	資本金	利益	剰:	余金	利益剰余金	│ 休土貝本 │ 合計	有価証券	換算差額等	合計
		準備金	別途積立金	繰越利益	合計		評価差額金	合計	
			加速傾立並	剰余金					
当期首残高	310,000	77,500	31,620	6,359,167	6,468,287	6,778,287	8,348	8,348	6,786,636
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	(745,000)	(745,000)	(745,000)	-	-	(745,000)
当期純利益	-	-	-	1,067,758	1,067,758	1,067,758	-	-	1,067,758
株主資本以外									
の項目の当期	-	-	-	-	-	-	718	718	718
変動額(純額)									

当期変動額合計	-	1		322,758	322,758	322,758	718	718	323,477
当期末残高	310,000	77,500	31,620	6,681,926	6,791,046	7,101,046	9,066	9,066	7,110,113

「重要な会計方針]

[重要な会計方針]	
1.有価証券の評価基準及び 評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平 均法により算定)を採用しております。 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。
2.固定資産の減価償却方法	有形固定資産 リース資産以外の有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであり ます。 器具備品 3~7年
3.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4.引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担 すべき金額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末にお ける退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しており ます。
5.収益の計上方法	(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託約款に定められた履行義務の充足状況に基づき、 投資信託約款毎に、日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を 認識しております。 (2) 投資顧問収入 投資顧問収入は、投資顧問契約に定められた履行義務の充足状況に基づ き、投資顧問契約毎に計算基礎額に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認 識しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 1,099,879千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生および金額によって見積もっております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合や将来の税法の改正等により、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日) ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度	当事業年度			
(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)			
1. 有形固定資産の減価償却累計額	1. 有形固定資産の減価償却累計額			
器 具 備 品 29,386千円	器 具 備 品 28,435千円			
関係会社に係る注記	関係会社に係る注記			
該当事項はありません。	同左			

(損益計算書関係)

(損益計算書関係)	
前事業年度	当事業年度
自 2023年4月 1日	自 2024年4月 1日
至 2024年3月31日	至 2025年3月31日
1. 移転価格調整金の取り扱いに係る注記	1. 移転価格調整金の取り扱いに係る注記
当社とステート・ストリート・バンク・アン	当社とステート・ストリート・バンク・アン
ド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価	ド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価
格調整の方針に従って調整額を精算することと	格調整の方針に従って調整額を精算することと
しております。当事業年度にステート・スト	しております。当事業年度にステート・スト
リート・バンク・アンド・トラスト・カンパ	リート・バンク・アンド・トラスト・カンパ
ニーから当社に支払われた事務手数料調整額	ニーから当社に支払われた事務手数料調整額
102,739千円は、損益計算書のその他営業収益	74,278千円は、損益計算書のその他営業収益
に、また、当社がステート・ストリート・バン	に、また、当社がステート・ストリート・バン
ク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った	ク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った
調整額996,646千円は、損益計算書の営業外費	調整額416,568千円は、損益計算書の営業外費
用である移転価格調整金に含まれております。	用である移転価格調整金に含まれております。
2. 関係会社に係る注記	2. 関係会社に係る注記
関係会社との取引高	関係会社との取引高
営業外費用 996,646千円	営業費用および一般管理費 880,997千円
	営業外費用 416,568千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	6,200株	-	-	6,200株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2023年6月27日	普通株式	1,171,000千円	188,870.96円	2023年3月31日	2023年6月28日
定時株主総会					

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日	普通株式	745,000千円	利益剰余金	120,161.29円	2024年3月31日	2024年6月28日
定時株主総会						

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	6,200株	-	-	6,200株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日	普通株式	745,000千円	120,161.29円	2024年3月31日	2024年6月28日
定時株主総会					

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日	普通株式	1,067,000千円	利益剰余金	172,096.77円	2025年3月31日	2025年6月27日
定時株主総会						

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。

同じく営業債権である未収投資顧問料は、概ね6か月以内に回収される債権であり、また顧客の業種等も多 岐にわたり分散されていることから、顧客の信用リスクは限定されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日現在

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額 (千円)
投資有価証券	39,012	39,012	-
資産計	39,012	39,012	-

預金、未収入金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料及びその他未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2025年3月31日現在

	貸借対照表計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	40,048	40,048	-
資産計	40,048	40,048	-

預金、未収入金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料及びその他未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

2024年3月31日現在

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算 定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ 属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
投資有価証券	-	39,012	-	39,012	
その他有価証券		39,012		39,012	
資産計	-	39,012	-	39,012	

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券は投資信託であり基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

2025年3月31日現在

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算 定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ 属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	

投資有価	正券	-	40,048	-	40,048
その他有何	西証券		40,048		40,048
資産計		-	40,048	-	40,048

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券は投資信託であり基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(有価証券関係)

2024年3月31日現在

その他有価証券

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原			
価を超えるもの	39,012千円	26,980千円	12,032千円
投資信託			
小計	39,012千円	26,980千円	12,032千円
貸借対照表計上額が取得原			
価を超えないもの			
投資信託			
小計			
合計	39,012千円	26,980千円	12,032千円

2025年3月31日現在

その他有価証券

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原			
価を超えるもの	39,113千円	25,980千円	13,133千円
投資信託			
小計	39,113千円	25,980千円	13,133千円
貸借対照表計上額が取得原			
価を超えないもの	934千円	1,000千円	65千円
投資信託			
小計	934千円	1,000千円	65千円
合計	40,048千円	26,980千円	13,068千円

(デリバティブ取引関係)

前事業年度	当事業年度
自 2023年4月 1日	自 2024年4月 1日
至 2024年3月31日	至 2025年3月31日
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

前事業年度	当事業年度
自 2023年4月 1日	自 2024年4月 1日
至 2024年3月31日	至 2025年3月31日

2011年4月1日に複数事業主制度の確定給付企業年金 同左 制度(キャッシュ・バランス・プラン)、確定拠出 年金制度を導入いたしました。また、2000年9月29日より退職給付信託を設定しております。 なお、複数事業主制度の確定給付企業年金制度は自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定できることから、確定給付制度の注記に含めて記載し

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

ております。

(単位:千円)

	(112:113)
	前事業年度
	自 2023年4月 1日
	至 2024年3月31日
退職給付債務の期首残高	483,396
勤務費用	51,371
利息費用	-
数理計算上の差異の発生額	20,319
退職給付の支払額	66,566
退職給付債務の期末残高	488,520

(単位:千円)

	当事業年度
	自 2024年4月 1日
	至 2025年3月31日
退職給付債務の期首残高	488,520
勤務費用	54,894
利息費用	-
数理計算上の差異の発生額	15,628
退職給付の支払額	62,700
退職給付債務の期末残高	496,343

3.年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	(112 - 113)
	前事業年度
	自 2023年4月 1日
	至 2024年3月31日
年金資産の期首残高	416,191
期待運用収益	3,083
数理計算上の差異の発生額	3,224
事業主からの拠出額	53,186
退職給付の支払額	66,566
年金資産の期末残高	402,670

	月岡龍万田山自(四
	当事業年度
	自 2024年4月 1日
	至 2025年3月31日
年金資産の期首残高	402,670
期待運用収益	2,981
数理計算上の差異の発生額	5,196
事業主からの拠出額	58,246
退職給付の支払額	62,700
年金資産の期末残高	406,394

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

	(-12.113)
	前事業年度
	自 2023年4月 1日
	至 2024年3月31日
積立型制度の退職給付債務	488,520
年金資産	402,670
	85,850
非積立型制度の退職給付債務	-
未積立退職給付債務	85,850
未認識数理計算上の差異	23,543
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	62,307

(単位:千円)

	(十四:113)
	当事業年度
	自 2024年4月 1日
	至 2025年3月31日
積立型制度の退職給付債務	496,343
年金資産	406,394
	89,948
非積立型制度の退職給付債務	-
未積立退職給付債務	89,948
未認識数理計算上の差異	10,431
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	79,516

5.退職給付費用の内訳

	,
	前事業年度
	自 2023年4月 1日
	至 2024年3月31日
確定給付制度に係る退職給付費用	39,232
(1)勤務費用 (2)利息費用 (3)期待運用収益	51,371 - 3,083

(4)数理計算上の差異の費用処理額

9,055

(単位:千円)

	当事業年度
	自 2024年4月 1日
	至 2025年3月31日
確定給付制度に係る退職給付費用	75,456
(1)勤務費用	54,894
(2)利息費用	-
(3)期待運用収益	2,981
(4)数理計算上の差異の費用処理額	23,543

6.年金資産に関する事項

前事業年度(2024年3月31日現在)

年金資産の内訳

保険資産(一般勘定) 98.1% その他 1.9% 合計 100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

当事業年度(2025年3月31日現在)

年金資産の内訳

保険資産(一般勘定)98.1%その他1.9%合計100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

7.退職給付債務等の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (2024年3月31日現在)
(1)割引率	0.00%
(2)長期期待運用収益率	0.75%
(3)予想昇給率	5.80%
(4)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(5)過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(6)数理計算上の差異の処理年数	1年

	当事業年度
	(2025年3月31日現在)
(1)割引率	0.00%
(2)長期期待運用収益率	0.75%
(3)予想昇給率	5.80%
(4)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準

(5)過去勤務費用の処理年数

(6)数理計算上の差異の処理年数

発生時より 11年

1年

8.確定拠出制度

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 当社の確定拠出制度への要拠出額は22,077千円であります。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 当社の確定拠出制度への要拠出額は20,811千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度		当事業年度	
自 2023年4月 1	∃	自 2024年4月	1日
至 2024年3月31	∃	至 2025年3月3	1日
繰延税金資産及び繰延税金負債の	発生の主な原因別	繰延税金資産及び繰延税金負債(の発生の主な原因別
の内訳		の内訳	
	(単位: 千円)		(単位: 千円)
繰延税金資産		繰延税金資産	
賞与引当金繰入超過額	27,942	賞与引当金繰入超過額	24,152
退職給付引当金	20,778	退職給付引当金	26,815
(注)繰越欠損金	1,267,265	(注)税務上の繰越欠損金	1,039,855
その他	26,314	その他	46,429
繰延税金資産 合計	1,342,300	繰延税金資産 小計	1,137,251
繰延税金負債		税務上の繰越欠損金に係る評価性	引当額 -
その他有価証券評価差額金	3,684	将来減算一時差異の合計に係る評	P価性引当額
			33,371
繰延税金資産の純額	1,338,616	評価性引当額 小計	33,371
		繰延税金資産 合計	1,103,881
		繰延税金負債	
		その他有価証券評価差額金	4,001
		繰延税金資産の純額	1,099,879

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2024年3月31日現在)

137×12 (2021 10/10 11/10 12)							
	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超	合計
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内		(千円)
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(TD)
税務上の繰越欠損金		137,227	157,331		366,561	606,144	1,267,265
(*1)	-	137,227	137,331	-	300,301	000,144	1,207,205
繰延税金資産	-	137,227	157,331	-	366,561	606,144	(*2)1,267,265

^(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金1,267,265千円(法定実効税率を乗じた金額)について、繰延税金資産1,267,265千円を 計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込等によ り回収可能と判断しております。

当事業年度(2025年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (*1)	-	43,867	-	372,027	287,713	336,248	1,039,855
繰延税金資産	-	43,867	-	372,027	287,713	336,248	(*2)1,039,855

- (*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- (*2) 税務上の繰越欠損金1,039,855千円(法定実効税率を乗じた金額、1年以内のものは30.62%、1年を超えるものは31.52%)について、繰延税金資産1,039,855千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断しております。

前事業年度 (2024年	F3月31日現在)	当事業年度(2025年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担 率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳		法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担 率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
法定実効税率 交際費等永久に損金に	30.6%	
算入されない項目	2.8%	
その他	0.6%	
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	34.0%	
	=======	

法人税等の税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が新設されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は30.62%から31.52%に変更されます。この変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が23,465千円、法人税等調整額が23,465千円それぞれ増加しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は 15,059千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、変動は有りません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は 19,219千円であります。当事業年度において、原状回復費用の見直しが行われたことから、資産除去債務の総額 は、4,160千円増加しました。

(収益認識関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社は、「(セグメント情報)」に記載のとおり、投資運用業の単一セグメントであり、営業収益のうち委託者報酬と投資顧問収入は、顧客との契約から生じる収益であります。

(1) 収益の分解情報

当会計期間の収益の構成は次のとおりです。

委託者報酬2,891,198千円投資顧問収入2,862,987千円その他営業収益102,972千円合計5,857,158千円

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針「5.収益の計上方法」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報 重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社は、「(セグメント情報)」に記載のとおり、投資運用業の単一セグメントであり、営業収益のうち委託者報酬と投資顧問収入は、顧客との契約から生じる収益であります。

(1) 収益の分解情報

当会計期間の収益の構成は次のとおりです。

委託者報酬 3,159,384千円 投資顧問収入 2,869,671千円 その他営業収益 74,525千円 合計 6,103,581千円

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針「5.収益の計上方法」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報 重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. セグメント関連情報

1. 商品及びサービスに関する情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域に関する情報

営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除外しております。 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を 省略しております。

3. 主要な顧客に関する情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問収入については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報) 該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報) 該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報) 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等 該当事項はありません。

(2) 同一の親会社を持つ会社

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	前事業年度											
	自 2023年4月 1日											
	至 2024年3月31日											
種	類	会社等	所在地	資本金	事業の	事業の 議決権 関連当事者との 取引の内容 取引 科目 期末				期末		
		の名称		又は	内容	内容 の所有 関係 金額 残高					残高	
				出資金	又は	(被所	役員の	事業上の		(千円)		(千円)
					職業	有)割合	兼任等	関係				

同一の ステート・ 米国	3,388
を 持 つ ト・バン ツ州ボスト 投資信託 問サービスの 支払	
会社 ク ・ ア ン ン市 委 託 業 提 供 並 び	
ト・ト 務、及び に受入れ 投資顧問料 233,443	
	33,312
	,
人 件 費 等 事務手数料 102,739	
手数料の	
支払 移転価格調 996,646	
整金の支払	
	99,056
	33,030
信託銀	
行株式	
会社 支払 支払	
支払等	
ステート・ 英国	-
ストリー ロント・ソ ポント・ 問、投資 サーヒ・スの受 の支払	
ト・グ 信託委託 入れ	
ローハ・ 業務	
Δ	
ステート・ シンガポ- 136万シ 投資顧問 なし なし 投資顧問 紹介料の受 233 -	-
ストリー ル ンガポ- 業 サービスの受 取	
ト・グ シンガポ- ルドル	
ローハ・ II市	
N・Y	

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
- 2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
- 3. 役務料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて支払われております。
- 4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。

5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて計算されております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日 種 類 会社等 所在地 資本金 事業の 議決権 関連当事者との 取引の内容 取引 を の名称 又は 内容 の所有 関係 金額 出資金 又は (被所 役員の 事業上の 職業 有)割合 兼任等 関係	科目 期末 残高 (千円)
至 2025年3月31日 種類 会社等 所在地 資本金 事業の 議決権 関連当事者との 取引の内容 取引の内容 取引の内容 の名称 又は 内容 の所有 関係 金額 出資金 又は (被所 役員の 事業上の	残高
種類 会社等 所在地 資本金 事業の 説決権 別連当事者との の名称 の名称 出資金 又は (被所 役員の 事業上の) 取引の内容 取引 系金額 (共円)	残高
の名称 又は 内容 の所有 関係 金額 (被所 役員の 事業上の)	残高
出資金 又は (被所 役員の 事業上の (千円)	
	(千円)
職業 有)割合 兼任等 関係	
同一の ステート・ス 米国 29百万 銀行、投 なし なし 助言など ソフトウェ 334,750 前:	払金 170,340
親会社 トリート・ マサチューセッ 米ドル 資顧問、 の投資顧 ア使用料の	
を持つ バンク・ア ツ州ボスト 投資信託 問サービスの 支払	
会社 ンド・ト ン市 委託業 提供並び	
パ゚ニー それらの の支払	
関連業務	
ウェアの 人件費等の 95,312 未	払金 33,242
及び事務の受取しておれる。	
手数料の	
支払 移転価格調 416,568	
	払金 22,04
ステート・ス 東京都 25億円 銀行業 なし なし 投資信託 投資信託計 39,783 前 トリート信 港区	払並 22,044
新建の事 建業務委託	
株式会	
社 支払	
の人件費	
支払等	
ステート・ス 英国 62百万 投資顧 なし なし 投資顧問 投資顧問料 31,542	-
トリート・ ロント・ソ ポント・ 問、投資 サーヒ・スの受 の支払	
がローパー 信託委託 入れ	
'p* 9* L	
ステート・ス シンガポ- 136万シ 投資顧問 なし なし 投資顧問 紹介料の受 247	-
トリート・ ル ンガポ- 業 サービスの受 取	
グローバ シンガポ- ルドル 入れ及び	
II・アド II市 ETF商 投資顧問料 22,631	
パ゚イザ- 品の紹介 の支払	
カ* ホ° -ル	

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
- 2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
- 3. 役務料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて支払われております。
- 4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
- 5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて計算されております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション(ニューヨーク証券取引所に上場)

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク(非上場)

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス(非上場)

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度	当事業年度		
自 2023年4月 1日	自 2024年4月 1日		
至 2024年3月31日	至 2025年3月31日		
1株当たり純資産 1,094,618円75銭	1株当たり純資産 1,146,792円47銭		
1株当たり当期純利益 120,274円44銭	1株当たり当期純利益 172,219円14銭		
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につ	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につ		
いては、潜在株式が存在しないため、記載しており	いては、潜在株式が存在しないため、記載しており		
ません。	ません。		

(注)1株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	自 2023年4月 1日	自 2024年4月 1日
	至 2024年3月31日	至 2025年3月31日
当期純利益 (千円)	745,701	1,067,758
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式にかかる当期純利益 (千円)	745,701	1,067,758
期中平均株式数 (株)	6,200	6,200

(重要な後発事象)

(主女は技术学派)	
	前事業年度
自	2023年4月 1日
至	2024年3月31日
該当事項はありません。	

EDINET提出書類

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社(E12963)

有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

当事業年度					
自	2024年4月 1日				
至	2025年3月31日				

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等 (委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

その他、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

- 1【名称、資本金の額及び事業の内容】
- (1) 受託会社

名 称

三井住友信託銀行株式会社

資本金の額

342,037百万円 (2024年3月末現在)

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(参考)再信託受託会社

名 称:株式会社日本カストディ銀行

資本金の額:51,000百万円(2024年3月末現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼

営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
	(2024年3月末現在)	
楽天証券株式会社	1	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引
宋人証分怀式云社 	19,495百万円	業を営んでいます。
		銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融
三井住友信託銀行株式会社 2	342,037百万円	機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営
		法)に基づき信託業務を営んでいます。

- 1 2024年12月末現在です。
- 2 当初申込期間においては委託会社による買付にかかる取得申込みのみを取扱い、継続申込期間は募集・販売業務を取扱いません。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、受益権の設定に係る振替機関への通知、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (2) 目論見書の表紙および裏表紙に、委託会社の名称および本店の所在地、当ファンドの基本的形態等を記載すること、委託会社および当ファンドのロゴマークを表示し、図案を採用することがあります。
- (3) 目論見書の表紙等に、以下のような別称を使用することがあります。

交付目論見書 「投資信託説明書(交付目論見書)」 請求目論見書 「投資信託説明書(請求目論見書)」

- (4) 目論見書の表紙裏に、以下の事項を記載することがあります。
 - 「当ファンドは、有価証券などの値動きのある証券に投資します(また、外国証券にはこの他に為替変動もあります。)ので、基準価額は変動します。従って、元本が保証されているものではありません。」
- (5) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。
- (6) 目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計 純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載することがあります。
- (7) 目論見書に投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年6月10日

ステート·ストリート·グローバル·アドバイザーズ株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監查法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員

公認会計士 稲葉宏和

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての 重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその 監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要 な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認めら れる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実 性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいてい るが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並 びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 財務諸表に対する意見を表明するために、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分 かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び 実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁽注)上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しており ます。